

『最近 3 か年シリーズ 一級海技士（航海）800 題 2020 年版』

本書で記載されている内容に誤りがありました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。（2020 年 7 月現在）

【頁】 4 【箇所】 2016/7 航海 解答 2（一）

【誤】 図中の B へ向かう針路 125°

【正】 225°

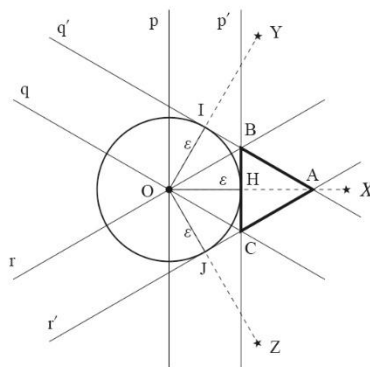
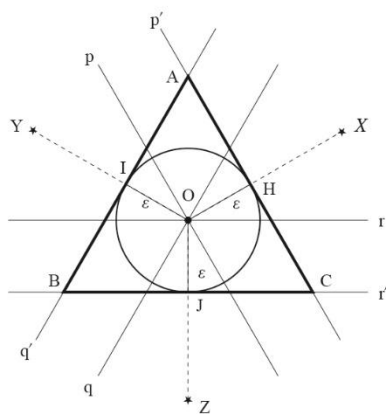
【頁】 21 【箇所】 2017/2 航海 解答 3（一）

【誤】 下から 3 行目 原則

【正】 現速力

【頁】 33 と 104 【箇所】 2017/4 と 2019/4 航海 解答 5（二）

【正】 下記の図を挿入



【頁】 132 【箇所】 2017/4 航海 解答 2（二）

【誤】 65 頁 下から 10 行目以降 $y=32\text{m}$ $S=132.8\text{m}$ $x+S=163.6$

【正】 $y=24\text{m}$ $S=131.1\text{m}$ $x+S=161.9$

【頁】 269 【箇所】 2019/4 航海 解答 2 (二) (1)

- 【正】 ① 海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮遊している場合において、火災発生のおそれがあると認めるとき。(港則法第 37 条の 2)
- ② 港内を含む海洋を適用範囲とし、かつ、排出された物質を引火性液体と限定せず、危険物としている点が異なる。更に火災が発生するおそれがある海域にある者に対して、火気の使用を制限または禁止し、当該海域からの退去若しくは進入の禁止を命じることができる海上保安庁長官の権限が規定されている。
- (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 42 条の 5 第 1 項)

以上